



## 職場でつらい思いしていませんか？

職場でのあらゆるハラスメントは許されません！

### セクシャルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

### パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

### 妊娠・出産・育児休業を理由とする不利益取扱い、および 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない(契約社員の場合)といった行為を「不利益取扱い」といいます。  
また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。



## ハラスメントを受けたとき

### はっきりと意思を伝えましょう

ハラスメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください」「私はイヤです」と、あなたの意思を伝えましょう。黙って我慢していると事態をさらに悪化させてしまうことがあります。問題を解決していくことが、同じように悩んでいるほかの人を救うことにもつながります。

### 会社の窓口に相談しましょう

ハラスメントは、個人の問題ではなく会社の問題です。会社の人事労務などの相談担当者や信頼できる上司に相談しましょう。労働組合に相談する方法もあります。社内に相談相手がいないときも、ひとりで悩まず、都道府県労働局など外部の機関に相談しましょう。

鳥取労働局 雇用環境・均等室 ☎ (0857) 29-1709

総合労働相談コーナー ☎ (0857) 22-7000

厚生労働省 HP より

※人権福祉センターでは、市民の皆様に向けた無料のカウンセリング・弁護士相談を行っています。  
詳しくは、裏面の案内もご覧ください。



# 湖南分館の事業風景

★毎日コツコツと続けることが大事です★

(参加お待ちしております。)

(大郷会館)  
2月2日(月)  
講師: Fitness Ja-んぐる  
三澤 絵里さん



すっきり体操



楽チエア体操

(温泉会館一ノ湯)  
2月18日(水)  
講師: Fitness Ja-んぐる  
五百川 典子さん



## 3月 人権・生活相談日程

無料相談

### カウンセラー相談

【開催日】 3月10日(火)・24日(火)  
【時間】 ①15:00~15:50  
②16:00~16:50  
【定員】 各回 1人



### 夜間弁護士相談

【開催日】 3月19日(木)  
【時間】 ①18:30~19:00  
②19:15~19:45 ③20:00~20:30  
【定員】 各回 1人

ひとりで悩まないで ご相談ください ~大切なのは、誰かに話すことです~

3月 事業 予定 / 内容		開催日・場所	
すっきり体操	ストレッチ & ヨガ	3/2(月)	大郷会館
楽チエア体操	健康づくり体操	3/11(水)	一ノ湯

分館の事業は申し込み不要、無料で参加できます。お気軽にご参加ください。

【お申込み・お問合せ】鳥取市中央人権福祉センター 鳥取市幸町 151 電話 24-8241

【より親しんでいただける広報紙へ！】アンケート 受付中！  
人権福祉センターの広報紙を読んでいただきありがとうございます。  
アンケートにお答えいただけたら幸いです。回答はこちらをアクセス

